

第487回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
(2) 発送年月日 令和4年6月3日(金曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年6月15日(水曜日)
午後2時30分
(2) 場所: ホテルモントレ仙台 5階「アドリア」

議題

審議事項

宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事漁獲可能量について
(まさば及びごまさば太平洋系群, ずわいがに太平洋北部系群, くろまぐろ小型魚, くろまぐろ大型魚, まいわし太平洋系群)

協議事項

令和5年漁業権一斉切替に係る方針(案)について

報告事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	千 葉 富 夫
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	平 井 光 行
”	鈴 木 政 志	”	館 田 あゆみ
委 員	高 橋 平 勝	”	尾 定 誠
”	菊 田 守	”	石 森 裕 治
”	大 江 清 明	”	木 村 千 之
”	鈴 木 章 登		

欠席委員

委員 高橋 一郎

委員 伊藤 新造

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻より少し早いですが、委員の皆さまお揃いですので始めさせていただきます。

ただ今から、第487回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。本日の委員の出席状況は、13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

關会長、ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振っております。

資料1といたしまして、審議事項「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚、まいわし太平洋系群）」、資料2といたしまして、協議事項「令和5年漁業権一斉切替に係る方針（案）について」、資料3といたしまして、報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、最後に資料番号は振っておりませんが、A4サイズ1枚ものの親睦会の令和3年度中間決算報告の資料を付けております。こちらの決算報告につきましては、委員会の最後に事務局から御報告させていただきます。以上4種類の資料となっております。

御確認いただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

6番の高橋（一）委員，12番の館田委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。それでは，お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので，よろしく願います。

【審議事項】

○關会長

審議事項「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群，ずわいがに太平洋北部系群，くろまぐろ小型魚，くろまぐろ大型魚，まいわし太平洋系群）」を上程いたします。県から説明をお願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事漁獲可能量について御説明をさせていただきます。

私から概略を説明させていただきます。詳細については担当の方から御説明をいたします。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法におきましては，資源管理に係る内容が大幅に強化されてございます。科学的根拠に基づきまして，資源管理が行われるよう新たな資源管理システムが構築されております。この主な内容といたしましては，法律に基づき，国が資源管理方針を定めます。この方針に沿って，資源管理目標，或いは漁獲可能量TACの設定，それから各都道府県への漁獲可能量の配分を行うことになってございます。

資料1の2ページをお開きください。中段に箱囲みの表がございます。今般，令和4管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群及びずわいがに太平洋北部系群の割り当て通知が国から届きました。この2種につきましては，本県の漁獲可能量は，現行水準という割り当てが提示されているところです。現行水準といいますのは，従来，若干量という言い方をしたんですけれども，全国の水揚げに対する割合が少ないということで，資源管理上の影響も小さいということで，特に数量配分は行われず，この読んで字のごとくですけれども，現行の漁獲水準を維持しなさいというふうなことでござっております。

また，くろまぐろ小型魚とくろまぐろ大型魚につきましては，2月のこの委員会におきまして，当初配分について，御報告はさせていただきましたが，今般，国の留保枠の都道府県への再配分，それから，譲渡メリットと申しまして，前管理年度の年度末，3月ですけれども，本県の漁獲枠が，枠の消化を見込めないという段階で，国の仲介によりまして，他県に，若干枠を譲渡しております。そういったことについてのメリット配分。それから消化率メリットと申しまして，さっきも申し上げましたとおり，他県に枠を譲渡したことによりまして，この本県の枠の消化率が大型魚も小型魚も概ね90%ぐらいまで達したということで，うまく使いましたねということで消化率に対するメリットの配分，これらがございました。その分の追加になりましたので，今回御報告をさせていただくというものでございます。

それから、まいわしの太平洋系群につきましては、5月末までに約22,500トンの漁獲が本県でございまして、当初枠の75%を超えて、若干窮屈になってきたということで、国の資源管理方針に基づきまして、国に対して追加配分の依頼を行いました結果、9,000トンの追加配分が国から示されてございます。

本日はこの内容について御審議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。詳細につきましては担当の矢倉の方から御説明を申し上げます。

○關会長

矢倉さんお願いします。

○水産業基盤整備課 矢倉技術主査

まず、まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群についての御説明から入らせていただきますので、資料3ページ以降をお開きください。資料4ページにございますのが、令和4年5月25日に水産庁からいただきました、まさば及びごまさば及びずわいがにの当初配分の通知でございます。どちらも昨年を引き続き、現行水準ということでの配分となっております。目安数量につきましては、まさば及びごまさばについては13,886トン、ずわいがににつきましては、3トンとなっております。

次の5ページに、この2種のTAC設定値及び全国漁獲実績と宮城県知事管理漁業の漁獲実績及び全国漁獲量に対する割合を示してございます。まず、一番左側の表が、この全国のTAC量と全国の採捕数量になっております。まさば、ごまさば及びずわいがに、ともに採捕数量はTAC枠上限の半分強程度となっており、十分余裕のあるTAC量となっております。右側は宮城県知事管理漁業の漁獲実績及び全国に占める割合でございます。まさば及びごまさばにつきましては、こちら管理年度5月までの数値になっておりますので、令和3管理年度につきましては、5月までの暫定数値となっておりますけれども、令和元年が6,622トン、令和2年が7,958トン、令和3年が9,361トンと増加傾向にはございますが、1万トンに届かない程度の量となっておりまして、全国に占める割合については2%程度となっております。ずわいがににつきましては、本県の漁獲量が極めて少なく、令和3年には0.3トン程度でございまして、全国漁獲量シェアの0.1%にも満たない値でございました。

続きまして、くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚のお話に入らせていただきます。6ページをお開きください。こちら2月に当初配分をいただいておりますが、令和4年4月26日に追加配分の通知いただきまして、そちらを7ページの方にお示ししてございます。当初配分といたしましては小型魚が61.5トン、大型魚22.5トンでしたが、この追加配分により、小型魚87.9トン、大型魚28.2トンという数値が示されました。また、これに更に追加いたしまして、5月20日に小型魚に若干の追加がございまして、小型魚88.5トン、大型魚28.2トンとなりました。9ページをお開きください。この小型魚88.5トン、大型魚28.2トンですが、こちらを知事管理漁業内で配分しております。まず、漁獲枠全体の5%を県留保分として設定いたしました。小型魚、大型魚それぞれ第7管理期間、昨年度と同じ割合で実績に応じて、定置漁業等と漁船漁業に配分してございます。小型魚につきましては、定置漁業が87.9%、漁船漁業等が12.1%、大型魚

につきましては、定置漁業が74.9%、漁船漁業等が25.1%となっております。また、定置漁業、かじき等流し網漁業、はえ縄漁業、それぞれの協定に基づきまして、各漁業者に漁獲枠を個別配分する予定でございまして、こちらの数値に関しましては、各漁業の管理委員会を開催いたしまして、漁業者に了解をもらっております。

続きまして、まいわし太平洋系群のお話に入らせていただきます。10ページ以降御覧ください。まいわし太平洋系群に関しましては、当初29,900トンの配分でございましたが、この枠の75%を超えたために資源管理基本方針に基づきまして、追加配分の依頼を行いまして、この6月2日付けで9,000トンの追加配分が国から示されてございます。

12ページに、各年におけるまいわし漁獲量の推移を示してございます。4月、5月、定置網の盛漁期でございまして、非常に高いペースで漁獲をしてございました。13ページをお開きください。こちらに漁業種ごとの配分及び現状についてお示ししてございます。知事管理の宮城県におけるまいわし漁業につきましては、漁船漁業と定置網がございまして、漁船漁業は漁期が12月、1月、2月でございまして、漁獲量もそれほど多いものではございません。当初配分29,900トンのうち、定置漁業に26,072トン、漁船漁業に3,828トンという割合で配分いたしました。これは実績に基づいた値でございます。そして1月、2月の漁船漁業の状況を見ると、漁船漁業の枠に余裕がありましたものですから、追加配分9,000トンにつきましては、定置漁業の方に配分いたしました。この下の表が今年度のまいわし累計漁獲量を示したものとなっております。4月、5月に定置網の漁獲量が大きく伸びまして、5月27日に漁獲量が当初漁獲枠の75%に到達いたしましたので、6月2日に追加配分を受け、このような形になっております。

14ページからTAC魚種の取りまとめとなっております。まいわし太平洋系群は38,900トン、そしてまいわし定置網漁業がそのうち35,072トン、漁船漁業が3,828トンとなっております。まあじ、さんまにつきましては1月から始まる管理年度でございすけれども、現行水準となっております。くろまぐろにつきましては、小型魚88.5トン、大型魚28.2トンとなっております。するめいか、すけとうだらにつきましては、こちら管理年度が4月始まりでございすけれども、こちら現行水準となっております。まさば及びごまさば、ずわいがに太平洋北部系群につきましては、先ほどお諮りしましたとおり、現行水準となっております。

2ページを御覧ください。こちら、策定経過と今後の予定を示してございます。今回6月15日、この海区漁業調整委員会で、この案を御了承いただきましたら、宮城県から農林水産大臣への承認申請を行いまして、その後、農林水産大臣から承認通知を受け取った後、6月30日に公表を予定しております。

17ページを御覧ください。こちら宮城県資源管理方針となっております。こちら参考資料としてお付けいたしましたので、御参考いただければ幸いです。宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事漁獲可能量について、以上とさせていただきたいと思っております。

○關会長

はい、ちょっと質疑に入る前に議事録署名委員につきまして、先ほど6番の高橋(一)委

員と発言いたしました。高橋（一）委員が本日欠席なされたため、7番の大江委員に指名させていただきます。よろしくお願いします。

それでは戻りまして、県の説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問がございましたら発言願います。なお、発言に際しましては挙手の上、議長の指名を得てから番号氏名を述べて、御発言願います。

どなたかございませんか。はい、平井委員。

○平井委員

くろまぐろについて、県の保留枠ですか。5トンというのは、前年度の保留分というのは、結局どういうふうになるか、その扱いになったんでしょうか。大型魚と小型魚では、漁期の月が違うと思いますが、その扱いというのはもう全く使われなかったのか、それとも、どういうふうな形で残していたのか。それが1点と、2つ目はまいわしについて、まいわしの県の配分の中で、漁法ごとに数値が出ておりますが、これを融通しあえるルールみたいなものはあるんでしょうか。この2点願います。

○關会長

はい、どなたがお答えできますか。はい、よろしくお願いします。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

1個目のくろまぐろの確認になりますけれども、御質問もう一度よろしいでしょうか。

○平井委員

昨年留保していた分を、結局はどういう扱いになったんですか。全く使わなかったのか、それとも返却したのか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

はい、失礼いたしました。ありがとうございます。消化率的には9割まで最終的に行っておりまして、余った分に関しては国の方に一部返還しまして、返した後に突発的に上がる可能性もあるので、それは一部保険といえますか、県の方で取っておりますが、基本的には国に返して、さらに佐藤課長が申しあげました譲渡メリットですとか、或いは消化率メリットという形で逆に多くもらったような、そういう処理をくろまぐろについてはしてございます。

○關会長

もう1つの質問は、はい。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

はい、あと2点目はまいわしの定置漁業に融通があるかどうかについてでございます。基本的にはそれぞれの管理枠の中でいくんですけれども、もし例えば、まいわし12月いっぱいまでが管理期間になるんですけれども、その時点で枠がオーバーする場合には国か

らさらに融通されることもあるんですけども、場合によっては、その県の中でそこであまく調整していいということになっておりますので、そこは改めて報告させていただきながら、適切に処理したいなという、融通は可能ということでございます。

○關会長

はい、よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。木村さん。

○木村委員

9ページの定置漁業、かじき等流し網漁業、はえ縄漁業とあるのですが、これを個別配分ということで、前にもいっぺん言ったことあると思うんですが、定置と漁船漁業の差がずいぶんあるような気がするんですけども、漁船漁業の人はこれで納得してんですか。

○關会長

はい。渡邊さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

この当初の個別配分する段階で、定置の皆さん及び漁船漁業の皆さんには事情を説明いたしまして、それはあくまで数値による実績ということで、納得はいただいております。ただ、現場の皆さん、当然、特に漁船漁業の皆さんですけども、やはり今、他に、例えば、獲るものがないというところなんで、現にくろまぐろの資源が増えてきている状況に見えますので、やはり獲らせて欲しいということは聞いてございます。このことはもう宮城県全体或いは定置の皆様承知しておりまして、その対応策といたしまして、実際の獲れ高に合わせて、去年も実施させていただきましたが、定置の皆さんから漁船漁業の皆さんに融通させていただくということを処理いたしております。昨年の実績ですと20トン近く、定置漁業から漁船漁業の皆さんに渡っております。また、皆さんもそちらで納得はいただいて、枠を遵守して運営していただいていると、そういった状況でございます。以上になります。

○關会長

木村委員よろしいですか。

○木村委員

定置から漁船漁業の方へまわしてもらえるとということですか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

はい。さようでございます。間には県が仲介として入りまして、皆様と調整して、続いているといったところでございます。今年度も続けてまいります。

○木村委員

この漁船漁業が大変なんだから、何とかその辺余計なくらい、回してやるようにお願いします。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

はい、ありがとうございます。引き続き、現場の声を聞きながら進めてまいります。

○木村委員

よろしくお願いします。

○關会長

よろしいですか。木村さん。

○木村委員

はい。

○關会長

はい。他にございませんか。よろしいですか。はい。平井委員どうぞ。

○平井委員

ちょっと基本的なパターンを教えいただきたいのですが、今日の参考資料として付けていただいた宮城県資源管理方針というのは、漁業法改正になって12月に1度作られて、それから2回改正なったんですが、これはTAC魚種が増えたからという。TAC魚種配分が決まって、その別紙として付け加わったというのが、改正の内容になるんですか。

○關会長

はい、渡邊さんどうぞ。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

お答えいたします。ただいま平井委員がお話したとおりのことでございます。ただこの後、一応今時点、載っている魚種が9つございまして、全てTAC魚種なんですけれども、国の方針といたしましては、地先の資源、今までTACに指定されていないものに関して、順次処理、別紙の10、11、12と付け加えて、管理していくようにという方針が出ておりまして、県としてもこの後必要な魚種、或いはこの後TACが想定されるたらずとか、ひらめですとか、そういったものを付け加えながら、加味していくという流れにな

ります。引き続き、その際には御審議いただくよう改めて御説明申し上げたいと思っております。以上になります。

○關会長

はい。よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

他にございませんでしょうか。その他、御質問ないですか。

その他、御質問等はありませんでしょうか。なければ、「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚、まいわし太平洋系群）」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、令和4年6月10日付け水整第131号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「令和5年漁業権一斉切替に係る方針（案）について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

庄子さん。

○水産業振興課 庄子技師

私から、令和5年漁業権一斉切替に係る方針案について御説明いたします。

こちらは、令和5年に行われる漁業権一斉切替えにあたって、方針の案を作成したものでございます。方針案そのものを説明させていただく前に、今回の方針にも係ることとして、前回の海区委員会で、御質問がありました内容について、簡単に御説明させていただきます。前回の海区委員会におきまして、水産庁の資料中に記載がありました区画漁業権における1漁場1行使者の勘案事項の削除という内容についてどうということかとの御質問

がございました。水産庁に確認いたしましたところ、改正前の漁業法では、区画漁業権の一つとして、特定区画漁業権という漁協を免許の第1優先順位とする漁業権がありました。これは組合管理の漁業権になりますが、組合管理の漁業権というのは、複数の組合員が漁場を利用するという性質を持ってございまして、参入するものをごく一部の者に特定させるべきでないという性質を有しております。ところが、特定区画漁業権については、1漁場につき1行使者を念頭に置いて漁場計画を樹立するというケースが他県においてございましたことから、水産庁の方では、平成29年の技術的助言に勘案事項としてこのことを載せてございました。しかし、今般の漁業法改正によりまして、区画漁業権については、特定区画漁業権という考え方はなくなりまして、後程御説明いたしますが、団体漁業権及び個別漁業権の別を定めることとなりました。従いまして、1漁場1行使者の勘案事項の削除というのは、特定区画漁業権の考え方そのものがなくなったことによって、この勘案事項というものがなくなったという内容でございます。

続きまして、令和5年の漁業権一斉切替えに係る取扱方針案について御説明いたします。まず、資料なんですけれども、資料2を御覧いただきたいと思えます。資料2は令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針案というものと、あと1枚ものの別紙1がございまして、まず、令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針案について御説明いたします。こちら全7ページと少々長いのですが、どうぞよろしく願いいたします。

大きな1ページ目ですが、1番といたしまして、漁業権一斉切替えに係る現状でございます。東日本大震災により甚大な被害を受けた本県水産業は、これまで水産業に携わる関係者が総力を挙げて復旧・復興に取り組んだ結果、漁港や養殖施設等の生産基盤はもとより、魚市場や水産加工施設の復旧が進み、漁業産出額や水産加工品出荷額は、おおむね震災前の水準にまで回復しております。県では、令和3年の3月に、近年の水産業をめぐる情勢変化を踏まえまして、震災復興期間終了後の本県水産業の振興・発展を図るために、水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）を策定しまして、環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立の達成に向けまして、様々な水産関連施策を展開しているところでございますが、海洋環境の変化に伴う水揚げ魚種の変化ですとか、また、本格的な人口減少社会の到来によりまして、漁業就業者の減少が進行しているために、既存漁場の効果的な利用というものをさらに進めていく必要がございます。

また、令和2年の12月に施行された改正漁業法では、水面の総合的な利用を図り、漁業生産力を発展させるとともに、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるために、資源管理措置、漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的な制度の見直しが行われてございます。漁業権については、漁場の適切かつ有効な活用であるとか、また、資源管理の状況等の報告等について、漁業権者の責務として定められた一方で、漁場利用の変化や社会経済状況、海況の変化に応じて、漁業権の存続期間中においても、変更免許ができる等、柔軟な運用が可能となっております。これまで申し上げた背景を踏まえまして、令和5年漁業権一斉切替えに関しては、漁業関係者の意向ですとか、漁場の行使実態、地域の実情や漁業調整、その他公益上の支障を勘案いたしまして、海区・内水面漁場計画を作成することといたします。

その下の基本的な考え方ですけれども、水面の総合的な利用を図るために、今回、3つ

の柱というものを考えました。この枠の中がそれなんですけれども、1番漁場の効果的な活用、2番海洋環境の変化等への対応、3番デジタル化の推進でございます。1. 漁場の効果的な活用というのは、漁業生産力の発展と水面の総合利用を図るために、漁場の効果的な利用方法の検討ですとか、区画漁業権の統合による大区画化を促進すると考えてございます。また、海洋環境の変化等への対応としては、海洋環境や社会経済的状况の変化に対応するため、漁業権の存続期間中における養殖品目の新規導入ですとか変更など、柔軟な漁場利用を図ると考えてございます。デジタル化の推進におきましては、適切な漁場利用を図るために、GPS等を活用した漁場管理ですとか、内水面における漁場区域の明確化などのデジタル化を推進することを考えてございます。

2ページ目にいきまして、3番の海区・内水面漁場計画の作成についてです。これ以降、特に前回までの漁業権切替と大きく変わったところについては、大きく変更になった部分です、という形で説明を進めてまいります。まず、3番の海区・内水面漁場計画の作成についてですが、改正漁業法では、適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許する仕組みとなっております。さらに、海面を最大限活用するために、現に漁業権が存しない水面についても、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止等が図られることを十分に確保した上で、新たな漁業権を設定し、沖合を含めて、水面全体が有効に活用されるよう努力することとされております。

ここで、米印の1番として適切かつ有効というところに注釈をつけました。これは今後、改正漁業法のキーワードとして、たびたび出てきますのでその具体的な内容について説明したものが下の米印になっています。適切かつ有効というのは具体的に言いますと、漁場の環境に適合するように、資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように、漁場を活用している状況をいうものです。また少し上に戻りますが、今回の共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の一斉切替えにおきましては、国の技術的助言であります「海区漁場計画の作成等について」及び「海面利用制度等に関するガイドライン」を勘案いたしまして、漁場計画を作成することとさせていただきます。

次に(1)漁業権の切替えにあたっての基本的な考え方でございますが、これは漁業権切替えに係る全体的な内容を、①から④までの事項について示してございます。まず①としては、水面の総合的な利用に資する計画であること。②として、他種漁業との競合がなく、漁業調整その他公益上の支障がないこと、また、区画漁業においては、汚染防止に配慮していること。③としては、漁場の環境条件等が海区・内水面漁場計画の対象水産物の生育に適しており、安全・安心な水産物の生産が見込まれること。④としては、利害関係者や関係機関との調整・協議により合意を得ていることと考えてございます。

(2)として、活用漁業権の判断及び類似漁業権の設定です。この活用漁業権及び類似漁業権については今回、改正漁業法において新しく出てきた用語でございますので、これまでと大きく変わったポイントでございます。海区・内水面漁場計画の作成に際しては、漁場条件の調査を行いまして、現在の漁業権者が営んでいる漁業について、漁場が適切かつ有効に活用されているか否かに応じて判断することといたします。この適切かつ有効に

活用されているか否かの判断ですけれども、こちらは付けました別紙、資料2の別紙にチェックシートというものをつけてございます。ここで、資料2別紙を御覧いただきたいんですけれども、こちらは法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効な判断に関するチェックシートでございます。ここにはチェック項目として大きな1番、資源管理状況等の報告、2番適切な判断基準、3番有効の判断基準、それらをもって、4番評価というふうにして、適切かつ有効であるか否かということ判断するという流れになってございます。それぞれの判断項目については、この括弧書きで記載している小項目の内容について、総合的に判断していくことと考えてございます。

また、本文にお戻りいただきまして、2ページ目の(2)活用漁業権の判断及び類似漁業権の設定でございますけれども、それはチェックシートを用いて①適切かつ有効と判断される場合です。現在、営まれている漁業権は、活用漁業権と判断されます。海区・内水面漁場計画には、類似漁業権として設定することとなります。この類似漁業権というのは、活用漁業権とおおむね等しい漁業権と考えます。このおおむね等しいというところなんですけれども、こちらも下の方に注釈を入れてございます。要するに現に免許を受けている漁業者は、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定しているということになります。一方、②適切かつ有効と判断されない場合ですけれども、これは活用漁業権とは判断せず、漁業権を設定する場合は、新規の漁業権として設定することとなります。

続いて(3)団体漁業権または個別漁業権の別ですけれども、こちら最初少しお話ししましたとおり、従前の漁業権切替えとは大きく変わるポイントでございます。まず①ですけれども、団体漁業権とは、漁業協同組合等が免許を受けて、漁業権行使規則で定めるところにより、組合員はその内容たる漁業を営むものです。個別漁業権とは、漁業権者自らは、その内容たる漁業を営むものであることから、共同漁業権については団体漁業権、定置漁業権については個別漁業権といたします。②区画漁業権でございますけれども、区画漁業権につきましては、団体漁業権と個別漁業権の別を漁業の継続性ですとか、地域の漁業への波及効果を含めまして、総合的に判断いたしますが、本県の区画漁業権区域は、共同漁業権の区域と重複し設定されておりますので、従前より水面を立体的に利用しているということ。また、長年にわたって漁業協同組合が組合員間の漁場利用に係る調整を図りまして、利用している状況を鑑みて、団体漁業権として設定することを原則といたします。また、個別漁業権として設定する場合には、他の漁業の操業ですとか、そういったところへの支障を及ぼさないよう関係する漁業協同組合等との調整というのが整った場合に限ることと考えてございます。

(4)の関係地区の取扱いなんですけれども、①の関係地区の設定に関しては、漁場利用の観点から自然的及び社会経済的条件により決定するものであって、実態に合わせた漁場管理単位とすることといたします。②高台移転等によりまして、新たに造成された地区につきましては、実態等を確認の上、総合的に判断いたします。なお、関係地区は、適格性の判定ですとか、漁業権行使規則の制定、部会制度による意思決定等に関わる重要な役割を担っているということから、複数の地域から漁業者が移住している地区にあっては特に慎重に検討いたします。これは、例えば震災の被害を受けて、ある地区の皆さんが高台にそのまんま一つの地区が一つの地区として移動した場合は、そのまま関係地区として認め

ることは多分差し支えないと考えられるんですけれども、複数の地域から集まって、高台移転になっているとか、そういう多様なケースが今後考えられるために、内容等をヒアリング等で聴いていきまして、慎重に検討することと考えているものでございます。③の地区外住民等への漁場行使につきましては、漁業生産力の発展及び水面の総合的利用を図る観点から総合的に判断しまして、行使権を認める場合には、漁業権行使規則等に明記するように指導することといたします。

次の(5)海区・内水面漁場計画の作成及び変更ですけれども、こちらも従前の漁業権切替えと変更になった点でございます。海区・内水面漁場計画ですけれども、総合的な利用ですとか、漁場利用の高度化を促進するため、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権ともに5年ごとに作成いたします。これまでは区画漁業権と定置漁業権は5年ごとだったんですけれども、共同漁業権については10年ごとに作成いたしておりました。関係する②なんですけれども、共同漁業権におきましては、漁業権存続期間中、これ10年間なんですけれども、海区・内水面漁場計画が定められることとなります。漁業権がまだある期間の途中で漁場計画を定めるということになるということです。この漁場計画の作成なんですけれども、取扱いは同様といたします。③として、漁場利用の変化ですとか、社会経済的な状況、漁場の変化等に応じまして、漁業権の一斉切替えの時期によらずとも、海区・内水面漁場計画を見直すことといたします。

(6)といたしまして、海区漁場計画の漁場区域の標記で内水面漁場計画を除くですけれども、漁業協同組合が、漁業者が漁場の位置情報等を自ら確認することで、漁場管理の効率化と適正な漁場利用を図るため、漁場区域は、人工衛星を用いた測位技術である「全地球測位システム」GPSですね、グローバルポジショニングシステムによる緯度経度表記といたします。

ここまでのところが漁業権切替えの全体にかかってくる部分でございます。以降は漁業種ごとに説明させていただきます。まず4番共同漁業です。共同漁業ですけれども、沿岸・内水面漁業の根幹をなすものでありまして、漁業権者による自主的な漁場管理や資源の増殖により、漁業生産力を発展させるとの観点から、海区・内水面漁場計画を作成するものです。

まず(1)として、第一種共同漁業です。①海区・内水面漁場計画作成に際しては、現行漁業権対象魚種の見直しを行いまして、経済価値がほとんどないものとすとか、資源的に僅少なものは、漁業権対象魚種に設定しないこととします。また、漁獲実態がなくても、他の対象魚種と一体的に管理している場合というものは除くことといたします。②として、新たな漁業権対象魚種の追加は、漁業経営上、有望な資源として見込まれるものであって、漁業権行使上及び漁業調整上支障がない場合に追加できるものといたします。③ですけれども、漁業権の新設及び漁場区域等の変更につきましては、他種漁業との競合がなく、漁業調整その他公益上の支障がないこと、及び資源管理が適切に行われる場合に限ることといたします。

続きまして、4ページを御覧ください。(2)の第二種共同漁業ですけれども、①小型定置及び移動小型定置の免許統数の増加につきましては、漁場競合等に支障がなく、相応の漁獲が期待できる場合といたします。なお、操業実態に合わせて、統数の削減も考慮する

ものといたします。②として、小型定置及び移動式小型定置の魚種の追加及び変更につきましては、その必要性が十分に認められる場合といたします。③として、新設及び漁場区域等の変更につきましては、他種漁業との競合がなく、漁業調整その他公益上支障がないこと及び資源管理が適切に行われる場合に限ることといたします。

(3)の第三種共同漁業です。従来とおり、「つきいそ漁業」のみといたしまして、魚礁を中心とする、必要最小限の区域にとどめるものといたします。なお、共同漁業権の変更、新設につきましては、管理運営上特に必要性は認められ、資源管理を行われる場合に加えて、漁業調整その他公益上の支障がないことといたします。

(4)第五種共同漁業です。こちらなんですけども、①としては、1河川1漁業権を原則といたします。特に第五種共同漁業権と申しますのは、公益との関連性が強いために、内水面漁場計画の作成に当たっては、水面の有効利用と公益に及ぼす影響との関連に十分に留意することとします。②といたしまして、こちらは三本の柱の一つでもございますが、漁場区域の明確化の観点から、河川ごとまた海面との境界が必要な河川にあっては、明瞭な構造物ですとか、GPS等による位置情報及び境界線の明示を検討いたします。③漁業権区域の新設及び漁場区域等の変更につきましては、漁場環境上、増殖行為に適している水面であって増殖計画が十分に検討されており、漁業協同組合の管理体制が整っている場合、かつ、公益上の支障がない場合に限るものといたします。④なんですけども、対象魚種は増殖を行うことが義務づけられていることを考慮し、具体的な増殖計画を立てられる魚種とし、漁業協同組合によって適切に管理できる範囲といたします。こちらの増殖というところに注釈米印3をつけてございますが、この増殖の具体的な中身としては、下に米印3にあるとおり、人工ふ化放流・卵・稚魚又は親魚の放流のほか、産卵床や産卵場の造成、繁殖のための施設の設置、滞留魚の汲み上げ・汲み下ろし放流による遡上・遡下性水産資源の確保などを指してございます。その一つで⑤なんですけれども、内水面漁場環境の保護、水産資源の保護培養の重要性及び漁業被害防止の観点から、生態系に深刻な影響を与えているブラックバス、こちらオオクチバス、コクチバスですけれども、ブラックバスとかブルーギル等の外来魚は、漁業権対象魚種とはしないこととします。また、産業管理外来種については個別に検討いたします。これまでが共同漁業の中身になります。

続きまして5番、区画漁業、こちらは養殖業になりますが、区画漁業は水域を独占して営まれる漁業であることから、他種漁業との調整には十分に配慮することとします。また漁業者の減少、高齢化の進行等により、漁場の持つ生産力というものを十分に利用できない可能性があるため、漁場の有効活用を促進し、養殖業の成長産業化を推進する観点から、自然的な現状や社会経済的現状を踏まえて、海区漁場計画を作成することとします。

まず、(1)漁業種類、漁業時期、漁業区域なんですけれども、まず、こちらは従前の漁業権切替えの時とは大きく変わったポイントになります。まず①ですけれども、海洋環境や社会経済的状況の変化に柔軟に対応するため、瀬割図による漁場管理というものを基本とし、一漁業権に係る養殖品目数の上限は定めないこととします。漁業種類については、藻類養殖業、貝類等垂下式養殖業、小割式魚類養殖業など、養殖種を包括する表現といたしまして、同一漁業権内に複数の漁業種類を設定できるものといたします。ここでまた一つ注釈として米印4番をつけてございますけれども、こちらはですね、漁業種を包括する

表現としてこのような三つの例を挙げましたが、下の米印4を御覧いただき、漁場管理及び資源管理状況を把握する必要があるため、漁業権行使規則の方には、漁業種類に加え、具体的な養殖品目を併記することといたします。養殖品目を変更する場合は、県と事前協議を行った上で漁業権行使規則等を変更し、柔軟な漁場利用を行えるようにすることを考えてございます。続きましてその下②なんですけれども、新規養殖品目の追加に当たりましては、漁場行使、漁業調整及び防疫上の支障がない場合に限りです。③漁業権の新規及び漁場区域の変更ですけれども、現在の養殖生産量及び養殖生産金額、養殖状況と今後の見通しや長期的な漁場利用計画について検討いたしまして、合理性が確認できる場合に限ることといたします。④定置漁場の区域内に、区画漁業権を設定することは原則として認めないと考えてございます。ただし、水面の総合的利用を目的として設定する場合であって、かつ定置漁業免許者から合意が得られる場合は除くこととします。また、沿岸漁場整備開発事業等により造成した漁場において、管理及び利用に支障がある場合は、区画漁業権は設定いたしません。⑤として、漁業時期なんですけれども、養殖実態に合わせた必要最小限の期間といたします。なお、採苗・育苗の期間についても、この漁業の時期に含めることといたします。

その下(2)漁場の統合ですけれども、こちらも従前との変更点になります。また3本の柱の一つとして考えているポイントでございます。隣接する区画漁業権については、船舶の航行への支障に十分配慮しつつ、地元の意向を踏まえながら、可能な限り整理・統合を促進し、漁場全体の効果的な活用を図ることといたします。

(3)利害関係者の調整ですけれども、漁場区域の変更及び拡大に当たっては、隣接する漁業協同組合、または支所との間で合意が図られていること。②として、漁業協同組合、または支所の境界に係るものについては、隣接する漁業協同組合又は支所との間で合意が図られていること。③として定置漁業権漁場の区域に隣接する場合、または休業中の定置漁業権漁場の区域内に、区画漁業権を設定する場合は、隣接する定置漁業権者または休業中の定置漁業権者及び当該漁業権者との間で合意が図られていることといたします。

(4)の漁場の有効活用です。こちらは主に入会の話を書いております。①として漁業者の減少等による漁場の利用度の低下というものは、漁業権者の責務である漁場の有効な活用とは言えないことから、組合等は漁業生産力の発展ですとか、水面の総合利用を図る観点から、漁場の有効活用について検討を行うものとしします。②として、同一の漁業協同組合に所属する漁業者であっても、行使権を合併前の漁業協同組合の地区等に限定している場合においては、他の地区の漁業者は、漁業法第68条で定める漁業権に基づく行使とは言えません。他の地区の漁業者に行使権を認める場合には、漁業権行使規則に明記するように指導することといたします。③として、漁業協同組合間の入漁を予定している場合ですけれども、免許申請時までに関係漁業協同組合間におきまして、仮入漁契約の締結を指導いたします。なお、他の漁業協同組合への入漁に際しては、漁業協同組合間による入漁権の内容を书面化した上で、入漁権の設定ですとか、入漁権行使規則に規定する資格に該当しなければ、入漁権に基づかない行使になることに留意する必要があります。

(5)漁場改善(利用)計画に基づく適切な漁場行使です。持続可能な養殖漁場及び養殖水産物の安定生産の確保を図るため、養殖状況や地元の意向も踏まえつつ、持続的養殖生

産確保法による漁場改善（利用）計画に基づき、漁場ごとに適正養殖可能数量、主には施設数ですけれども、算定し適正な漁場の行使を行うことを基本といたします。6 ページを御覧ください。また、残餌や糞等により水質環境の悪化、いわゆる自家汚染ですけれども、これが懸念される養殖種については、漁場配置等を慎重に検討し、周囲の漁場に重大な影響を与えるおそれがある場合は、海区漁場計画を策定しないものといたします。

(6) として防疫措置です。国内外から種苗を導入する養殖種につきましては、新たな疾病の持ち込みを防ぐために、種苗の安全性を確認する手法が確立されていない場合は海区漁場計画を作成しないこととします。特に海外から種苗を導入する場合には、無病証明書等により防疫対策を十分に実施し、試験研究機関等と協議する等、慎重に検討することとします。

(7) 漁場の新設及び拡大ですけれども、これは養殖漁場として利用されていない沖合の水域における漁場の新設及び拡大につきましては、漁業調整、船舶航行及び公益上の支障がない場合に限ることといたします。

(8) として漁場の見通し線ですが、これは隣接漁場との見通し線は、原則として一線に揃えることといたします。

(9) 境界に近い区画の取扱いですが、漁業協同組合、または、支所の境界に近いものは、原則として100メートル以上離すこととします。

(10) として航路等ですけれども、長い進入航路を有する湾におきましては、船舶の往来に支障がないよう、航路幅等を確保することとします。また、航行船舶の安全確保ですとか、適正な漁場利用を図るために、施設の沖側または航路側等については、適切な標識物標を設置するよう条件を付することといたします。

(11) ですけれども、民間企業等との連携といたしまして、漁場の総合的かつ高度利用を図る観点から、漁業協同組合と民間企業等との連携は有効な選択肢の一つであることから、漁業協同組合と民間企業等の意向を十分に把握の上、必要に応じて仲介ですとかマッチングを行うことといたします。以上が区画漁業についての説明です。

続きまして、定置漁業についてです。6番、定置漁業は広い漁場を独占することから、他種漁業や同業者間と競合するおそれがあるため、その配置、漁場や区域、操業期間や統数等については、慎重に検討した上で、海区漁場計画を作成することといたします。

まず(1)として新設及び漁場区域等の変更ですけれども、①新設及び漁場区域の変更につきましては、他種漁業及び当該漁業権の位置する漁業協同組合または支所等との間で十分な合意が図られ、かつ、資源に対する影響等を十分に考慮した上で、海区漁場計画を判断いたします。なお、合意を得る範囲につきましては、漁場の位置等を考慮いたしまして、個別に判断することとします。②として、漁業時期ですけれども、土俵、錨等を入れて建込みを始めるときから取り除き終わるまでとしますが、必要な期間にとどめるということを原則とします。

(2) 二階網につきましては、漁場区域を分けて、別の漁業権とします。また、夏網・冬網というように、漁場時期が明らかに相違する場合も同様といたします。

(3) として対象魚種の表示です。定置漁業につきましては、漁獲される魚種に選択性がないことから、対象魚種の表示というのは行わず、漁場位置及び漁期を海区漁場計画に

表示することとします。

(4)として、さけ資源に対する取扱いですけれども、さけ資源の持続的かつ安定的な増殖事業の実現を図る観点から、親魚の確保ですとか、放流稚魚の保護等を考慮の上、海区漁場計画を作成することといたします。

(5)くろまぐろ資源に対する取扱いですけれども、太平洋くろまぐろ資源の管理強化のため、宮城県資源管理指針に基づきまして、採捕実績の的確な把握及び知事管理区分に影響の無いよう、同資源の適切な保存及び管理に配慮し、海区漁場計画を作成することといたします。以上が定置漁業になります。

最後の7番、スケジュールですけれども、漁業権の一斉切替えはここに示したスケジュールのとおり進めていくことを考えております。長くなりましたが、私からは以上です。

○關会長

はい、庄子さん、どうも御苦勞様です。県からの説明が終わりましたので質疑に入ります。毎回のことですが挙手、議長の指名を得て番号及び氏名を述べて、御発言をお願いします。はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

5ページの利害関係者の調整というところなんですけれども、隣接する漁場に対して、例えば七ヶ浜支所で番号で言うと260、261の方に入りたくなった場合、これは支所間での了解があれば県としては認めるということなんですか。

○關会長

はい。この件についてはどなたがお答えできますか。庄子さんですか。はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

ただいまの鈴木会長代理の御質問ですが、具体的に現状仙南の方に免許されてる共同漁業権の入会と言いますか、利用に関する御質問だと思います。先ほどの5ページの(3)利害関係者の調整の部分ですが、のりですとかかきなどの区画漁業権の設定とかに関する利害関係の部分ですので、共同漁業権になりましたら、また別になると思います。あとは、宮城県漁協の場合は、ほぼ1漁協として合併をしておりますので、当然、支所間の調整という部分は出てきますが、宮城県漁協として漁業権の免許をしておりますので、その漁場がどこの地区に属しているのかという部分は尊重しながらも、その漁場をどう利用していくのかという部分は直接関係する支所間の方で協議の方を進めていくということが大事なのかなと考えております。あとその場合に合意が図れれば、それを漁業権行使規則の中で営む者の資格の欄に明記していくという対応が現実的なことかなと思います。回答になってないかもしれませんが、以上となります。

○關会長

はい。鈴木さんそれでよろしいですか。

○鈴木会長代理

この区画免許というのは、結局は養殖者が優遇されるということもあるんじゃないですか。

○關会長

はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい。特に養殖者と漁船漁業、そちらの方でその漁業権の設定に際して、どちらかに優越をつけるとか、そういった対応に関しては特に考えてございません。それぞれ区画漁業権の免許なりを設定する時の注意点でしたり、あと共同漁業権の場合の注意点というのが状況で異なりますので、この方針では区分して、記載をさせていただいてるというような形でまとめております。

○鈴木会長代理

例えば共同漁業権内で、漁業権を免許していると。漁業協同組合の中で例えば支所間で話した場合、第二種共同漁業権に値する部分で入会をしたいと。そういった場合は、じゃあ組合で、まず支所ですね。支所間で話し合いをして、そこで同意が得られた、それで本所ですよ。組合そのものでもいいんじゃないかと言った場合、その文書が県の方に届いた場合は県がそれを認可するんですかということですよ。

○關会長

という御質問です。はい。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい。その辺は考え方ですと、従前の合併前の約束事もあるでしょうけれども、それぞれの共同漁業権も、今、合併した後であってもこの支所に属してる漁場だというような形で今運用されてると思います。その部分を変えるか変えないかというのは、非常に繊細な、慎重な判断が必要だと思うんですけども、漁場の属するという部分での議決権といえますか、漁場を誰が利用するのかという行使権の部分に関しては、別に考えてもよろしいと思います。共同漁業権であれば、養殖施設のように、漁業権に基づかなければ営んではならないというような、法的な規制も直接ないものもございますので、以前から隣接する漁協さんの方で、例えばあわびとかで入漁しているですとか、支所間で入漁しているとかってというようなケースもございますし、組合間で入漁契約を締結して入漁してるというような事例もありますので、そこで漁場の議決なり判断をする権利まで含めて漁場を見直していくのか、行使の部分进行调整していくのか、という部分はちょっと扱いとしては別となりますので、その辺は線引きをして考えてもよろしいのかなと思います。あとは、今日は海区漁業調整委員会の席の場となりますので、個別の具体的な内容に関しては、これから支

所さん含めてヒアリング等を実施していきますので、その中で双方の御意見を伺いながら検討していきたいと思えます。以上です。

○關会長

よろしいですか。

○鈴木会長代理

これ、何でもかこういふことを言うかということですが、七ヶ浜のことなんですけれども、259号までは七ヶ浜支所が入れるんですよ。ほんで260と261では、入漁できないとね、規約上。ところが違反して入る船があると。こうした場合、県漁協だの我々漁船漁業部会で作ってるルールでは、何ら違反者を排除できないんですよ、そういう悪いことに対して。これ真面目にやってる人が馬鹿みてるっていうのが現状なんです。これ、県から言わせると親告罪だから、例えば、親告されないと指導できないです、捕まえられないというようなことを言われてるんですけれども、そういうふうなことを無くすために、今回の改正であるのであればかこういふことも必要なかと思えて、今質問したんですけれども。

○關会長

かこういふ内容の趣旨だそうですが。はい、どうぞ。

○水産業振興課 阿部課長

共同漁業権は、まず組合が管理していくかこういふことなんです、管理していけるので免許しているかこういふのが大前提でございます。例えば、261から262に入りたい、入れるようにしたいかこういふのであれば、それは、七ヶ浜さんとその隣の中で、合意形成が図られて、それを一つの免許にしていこうかこういふような合意があればそれはそれで、漁場計画を立てられるかこういふような検討にもいけますし、漁業権を分けて七ヶ浜さんが隣の共同漁業権に入れるかこういふ、受忍するかこういふ方しますけど、かこういふ漁業権はそのままであっても入れるかこういふやり方もできるので、それはいろいろなケースで話し合っ、それについては、水産漁港部も入ったヒアリングで何が一番いい方法なのかかこういふか考えていければかこういふと思えます。

○關会長

はい。

○鈴木会長代理

今の説明は理解はできたんですけれども、結局、共同漁業権の中には、かこういふ支所は入れないかこういふことなんです、基本的には。ところが、申し訳ないんですけれども、いま中部の役員の人達もいるんだけれども、南部地区のその共同漁業権内に許可もなく入る船もいるかこういふことなんです。かこういふ場合、南部地区の船だと大体5トン未満のものが主で、中部の人たちが10トン、15トン、20トンの船が来た場合、やっぱり、なんていう

か争いごとになるんですよね。結局ルールは決めてるものの、そのルールを守らないという中で、これが新しい漁業権、行使するんであれば、やっぱりそういうのも県の方で指導してちゃんと、細かく決めていかないと、トラブルの原因になるのかなと思ってる質問です。私からの質問は以上です。

○關会長

はい。木村委員，どうぞ。

○木村委員

いま，鈴木会長代理から出たんだけど，共同漁業権でもせん漁業ですか。あれは出ていいという。どうなっているんですか。

○關会長

はい，お答えください。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

かご漁業ですね。かご漁業は，平成15年の漁業権の切替えの際にはほぼすべての漁業権の第二種共同漁業権の対象漁種として設定しておりますので，入漁する地区と入る地区の方で，やはり合意がなければ自由に入れるといったことにはならないと思います。第二種共同漁業権の対象漁種として，基本的には設定されております。現状はそうです。

○關会長

はい。木村さんよろしいですか。

○木村委員

石巻東部さんの方は共同漁業権あるよね。赤貝のところ。あそこでやっぱり鈴木さんが言ったようにね，大きな船で来られるわけさ。何でお前らというと，やっぱり，できると言われてしまうと何も言えなくなってしまう。その辺，やっぱりもう少し指導してもらおうとかさ，何とかしてもらわないと。全く15トンもあるような船でどこどこ来られると，船外機でやっている連中はもう大変なんですよね。よろしくお願いします。

○關会長

はい。そういう事情があるそうですので，その点については，ほとんど取り決めが正確にはないようですが，話し合いでやるということになっているそうですけども。そういう事情があるということをお認めの上，今後の方針を御指導いただきたいと思います。

よろしいですか，木村さん。

○木村委員

はい。

○關会長

鈴木さんもよろしいですか。

他に、はい、石森さんお願いします。

○石森委員

同じく5ページの利害関係の調整、①、②。拡大申請にあたって、この境界の間、隣接する支所に合意を得るということになっているんですけど、ここに至っては漁船漁業でこうなごを3年後、水揚げが減るということで、今後、来年の拡大申請で何とか漁場を設けたい、漁船が全然駄目だから漁船漁業のためにも、拡大申請をお願いしたいということ言ってるんですけど、隣接する支所の境界線に現在当たらなくても隣接の合意を得らなくちゃいけないか、それとも全然境界線に問題なかったら合意はいらんんだか。なぜそういうことを言うかっていうと、どうしても漁船漁業が今まで、これからも見通しが無いという漁場で、例えばわかめ養殖やりたいという意見が多くて、それで拡大申請を来年の免許更新の時に申請しているんですけど、隣接してる人たちに反対されると、もう漁船漁業の人たちも、漁場拡大なんないという。とってしまうとね。境界線にはみ出したとか近いとか、全然関係ない漁場も合意を得なくちゃいけないのかというのをお聞きします。

○關会長

はい。どなたがお答えできますか。はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい。漁船漁業の状況で、その対策の一つとして、例えばわかめ養殖ですとか、そういった魚種を追加していくということは、確かに考え方、必要性の部分としては、必要なことだと思います。今回この利害関係者との調整という部分で、項目を起こさせていただいた部分ですが、やはり漁業権の設定、変更、それに対して、やはり原理原則として、漁業調整のトラブルが起きないということ、あとは、船舶の航行ですとか、そういった公益上の支障がそれによって及ぼさないということ。大きくその2つを整理していかないと、免許の方まで持っていけないというのが、原則としてあります。

その漁業調整上の問題でしたり、例えばその船舶航行の問題でしたり、そういった部分を確認、事前に調整、合意というような形にしてますが、トラブルを未然に防ぐという観点でこういった利害関係者と調整の項目を起こさせていただいております。漁場の形でしたり、こういった障害があるのかという部分に関しては、一言で、活字で説明する部分というのはちょっと難しいと思いますので、基本的にはこの記載させていただいたとおりの考え方をベースといたしますが、個別に、場合によってはもっと利害関係のある支所が、隣接する支所に限らない場合もあると思いますので、そういった場合には個別に、要望の内容、あとは、こういった障害が考えられるのか、そういったことを勘案して、調整の方を

進めていきたいと思っておりますので、それも含めてヒアリングでお話を伺っていきたいと思っております。

○關会長

はい。石森さんどうですか。

○石森委員

はい、わかりました。あともう一つは、3ページ第一種共同漁業権。前々回かな、阿部課長にこの共同漁業の第一種漁業権の件で聞いて、もう1回確認して、安心したいんですけども、今までの共同漁業のなまこの、特別採捕だった。それで、今度は許可制になりました。それで、共同漁業だから我々支所間で資源確保のために1年休業をしたいという中で、個人に許可がいつているもんでね、いやいや、休業されたとして、これ個人さ許可きてんだから困るということになったらどうすんですかと。あの時阿部課長だったね。聞いてたときに、いやいや、共同漁業だから、支所が休業しますよと。資源確保のために、1年間休業しますよと言ったらそれに従わなくちゃいけないということを知ったんですけど、これは大丈夫ですか。

○關会長

はい。お答えできますか。はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい。今の御質問ですが、通常のいか釣りですとか、ランプとかのように、実績者を優先して、許可をしてきた経過が宮城県ありますので、それになまこの方も同じように扱いはなるのか、休んだ場合に翌年に許可取り返されてしまうのかという質問。ではないんでしょうか。

○石森委員

違う、違う。質問は今まで特別採捕だったのが、許可制になりました。許可は個人にいきました。ところが、共同漁業なもんで、なまこが。それで、我々の支所で、資源が減ってきたから、1年間資源確保のために休業すると支所内で決めてね、内規で。それに、ある個人がね、いやいや俺、個人で許可もらってんだから、こんな休業と言われたても困るよと言われたらどうすんのとなった時には、共同漁業だからそれは支所が1年間休業しますから、全部休業しなくちゃいけないという説明で、それで間違いありませんかって。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい。その部分に関しては漁業権行使規則で、漁場管理委員会ですらで決議されたことであれば、それは、複数の組合がみんなですらそういう漁場を利用するという共同漁業権の考え方からいっても、それは形と申しますか、みんなで休業しましょうと決めた結果ですので、それは個人の意見としてはあるのかもしれませんが、漁場行使として機関決定し

たものが現状優先されますので、そういった個人に許可をもらってるので、というだけのことにはならないということです。漁業許可の方も漁協さんとの共同経営という形で、許可を発給しておりますので、一方の個人の意見だけで俺いいんだ、許可証を持ってるんだというようなことにはなりませんので、その辺は御安心してよろしいかと思えます。

○石森委員

はい、わかりました。安心しました。どうもありがとうございます。

○關会長

はい。御確認いただいたそうです。はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

いま、石森委員が言ったことの付属でちょっと聞きたいんですけども。今は、支所で結局休業すると、資源管理のために。そういった場合には、個人に与えられたものであっても、それを遵守するという意味合いだと思えるんですけども、その場合、例えば1組合員から訴えられた場合には負けないでしょうね。これよく県漁協であることなんですよ。県からもらっている許可であっても、1個人に与えられたものに対して裁判かけられると結局負ける争いが多々見えるんですけど、そこんとこちょっと説明してもらえますかね。

○關会長

はい。大変深刻な話ですが、お答えできますか。はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

非常に難しい御質問なんですが、何をするかという部分は一つ、できることはあると思います。先ほどの石森委員のケースで言えば、なまこ曳きということで、漁業権魚種でありながら、加えて、知事の許可を受けなければならないという、その二重の規制になっているものもありますし、あとは、例えば純粹に漁業許可が必要でない組合管理の中での行使できる漁業というのもあると思いますので、大きくその2つは違うと思うんですが、例えば後者の場合でしたら、漁業権行使規則となりますので、漁業法の範疇からちょっと超える部分だと思います。

○鈴木会長代理

これ、やっぱりいろいろ問題があって、漁業を生業としているわけですね、漁師というのは。その中でやっぱり許可もらった以上、俺のものだと。これいくら組合で決めた個人に来たものが、私には生活権があるという問題が多々あるんですね。だからそのちょっとはっきり明確な線引きがなければ、例えば、石森委員とか東部漁協なんですけれども、そこでまた訴えられたとか、県漁協の問題があるので、そこをはっきりした組合の立ち位置をね、それをちょっとお伺いしたいと思うんです。

○關会長

はい。阿部さんよろしくお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

共同漁業権、第一種共同漁業権のなまこですけど、例えばこれをあわびに代えた時に、あわびの口開けをしますよと言った時に、みんなそのルールを守って、1日なり3日なり操業すると3日目で終わるよということで、組合管理で今まで行使してきています。たまたま、なまこの場合が、共同での許可証を発給してると。組合と組合員が許可証に両方で共同経営するという形で許可証をもらっています。なので、操業する前に皆で話し合い操業管理規程を検討する会議を開きますので、その中で前年のなまこの状況が低水準になってこれは1年休まなければいけないというふうになったときは、全員が1年、じゃ許可申請しませんよということで対応する方法もありますし、裁判の話というのは、ちょっと研究させてください。

○關会長

よろしいですか。

○鈴木会長代理

わかりました。

○關会長

はい。なかなかデリケートな要素があるので。だけどただいまの御説明で、石森委員からの御確認は変わらないということで、この件はそういうことで御理解いただけると思います。

他にございませんでしょうか。はい。鈴木委員。

○鈴木委員

2ページの(2)の部分ちょっと質問したいんですけども、適切かつ有効と判断されない場合ということで、これはチェックシート見ると〇〇漁業組合と書かれているんだけど、これは個人の漁業者にも適用されるのかどうか、あと判断する場合は、どういう基準でこれ判断を行うものか。その辺をまず、一つ説明願いたいと思います。

○關会長

この件については、庄子さんですか。はい、お願いします。

○水産業振興課 庄子技師

チェックシートについてですけども、これは各漁業権ごとにチェックしていくものになりますので、ここの組合というのはあくまでも例でございまして、すべての漁業権についてこのチェックシートを用いて判定していくということになります。なので、個別の漁

業権者についてもチェックシートが適用されるということになります。もう一つの御質問、このチェックシートの判断の基準ですけれども、こちらで一応チェックシートとあるんですけれども、それぞれの項目については、実際の漁場の生産状況ですとか、あとは漁業権者さんとのヒアリング等を用いて総合的、実質的に判断していくということを考えております。私からは以上です。

○關会長

鈴木委員， どうですか。はい。

○鈴木委員

自分的にはそんな感じに考えているんですけども、ちょっとなかなか見えにくいというか、なんて言ったらいいんですかね。間違っって新規の漁業権者に免許をやると、設定するということになる、旧漁業権者の施設とか何とかどういうふうに扱うのかなと疑問があったもんで。そこでさっき鈴木会長代理が言ったようにね、やっぱり営業権という権利が発生してるやつを、ここで没収できないんじゃないかなって感じで、ちょっと難しいというかデリケートなのかなと思って。そういう質問なんです正直なところ。

○關会長

はい。だいぶデリケートではないかと。はい、庄子さんお願いします。

○水産業振興課 庄子技師

確かにですね、このチェックシートの中を見ますと、少し曖昧な記述というか、そういう記述も散見されるんですけども、あくまでも国としてはこの漁場利用のガイドラインにつきましても、このチェックシートで判断してくださいということをおっしゃることで、単純にこのチェックシートにチェックをつけるということだけではなくてですね、いろんな状況をやっぱり複合的に総合的に勘案しながら適切かつ有効であるか否かということを考えていかなければならないとは考えています。デリケートであるというのはそのとおりではあると考えております。

○關会長。

はい、よろしいですか。

○鈴木委員

何だかわかったような、わかんないような感じがするんですけど、それなりにその都度、県と相談しながら、こういう事例があったら、判断していただければなと思います。以上です。ありがとうございます。

○關会長

鈴木さんのように、一生懸命真面目にちゃんと立派に生産上げてる方は、そういう恐れ

はないんじゃないかと私は思うんですけども。

はい。他にございませんでしょうか。はい、先に尾定委員、お願いします。

○尾定委員

区画漁業の5ページ(4)の漁場の有効活用に書いてあることで、一応、基本的に区画に関しては、その地区、要は支所が管理するその地区の漁業者の要望を支所が取りまとめて、その湾内、海図にある区割りにその養殖、要望を集めて、その養殖種を落とし込むという作業、それを県と共同して進めているもので、つまりはその地区の漁業者、今回は有効活用するために、他の地区の漁業者も入れるような方向で動いているというところは、前回に確か、高橋委員の方から、その方向で何とか有効活用を図ってもらいたいという意見があったと思う。これ、そのとおりでよろしいと思うんですけども、その場合に、さっき言ったようにその区割りとか養殖種は、その支所が取りまとめて、そこに落とし込んでるんで、他の地区の人がやりたい場合にはそこに書いてあるものの中でやらなきゃいけないのか、もし他の地区で、かなり空間がまだ空いてて、ある漁業者さんも、なかなか昔みたいに戻ってない、結構空いてて、そこでもっと違うことを具体的にやりたいという希望があった場合には、違う魚種が入ってくる場合には、その調整はもう支所のレベルを超えてると思うんですけども、その場合は、漁協の本所が調整に入るのか、どこが入るのか、何かそうやっぱりコントロールしなきゃいけないところがあると思うんですけど、もしそういうことがあった場合には、どうするかとかそういうのは当面認めないで、支所のレベルで決めたその魚種でも入るんだったら、他の地区の方でも公式に使ってよろしいというふうにするとか、どういうふうを考えればよろしいんでしょうか。

○關会長

はい。これはどう判断されますか。芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい。5ページの(4)の漁場の有効利用の部分ですが、方針として、どういくべきかという部分で、ちょっと内部でも悩んだ部分があったんですが、一番とすれば、適切かつ有効というというのが一つの大きなテーマとなっていますし、漁業生産力を発展していくといったすごく大きな計画があります。その上、で入会促進というよりは、入会も含めて今後各支所、漁場を管理している各漁協さん、支所さんの方で漁場をどのように有効利用していくのか考えてくださいねというような問題提起となります。②、③の方に記載されていることは、当然漁協内での入会でしたり、漁協対漁協での入会だったり、そういった部分を、②、③の方で記載しておりますが、これらはあくまでも入漁をするにあたっての留意点といいますか、適切な漁場行使といった部分では、当然、漁業法に基づく、漁業法に違反しないということが前提になりますので、入漁の話をする場合には、こういったことを気をつけて、協議、指導していきますというようなことでの②、③での記述であります。以上ですが、よろしいでしょうか。

○關会長

尾定委員，今のでわかりましたでしょうか。

○尾定委員

いや，答えがよくわからなくて。やりたいてって他の地区の人が手を挙げて，ちょうど近いからそこに私が入ってやりたいといった場合に，その地区の中で一応整理して決めたその区割りの中の，例えばかきならかき，わかめならわかめという，もうそれに限定されるのか。自分の要望を入れていいのか，入れる場合はそれが可能なのかという。

○關会長

はい。芳賀さん，お願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

その場合，入漁という形であれば，やはりその漁場をどのように利用していくかという決定権はあくまでも所属する管理している支所だったり漁協にありますので，その他の支所の方からその管理をしている支所の方と調整をした上で，それで合意が図られればといった前提になると思います。あと今回，漁業権の養殖品目ですね。これまでですと，一つの漁業権で，最大3つまでというような形で限定しておりましたが，その部分を今回，品目数の数は上限を定めないと整理してますので，そういった部分では，運用面ではこれまでよりは柔軟に運用できる，その下地の方を作っていきたいなと考えております。

○尾定委員

わかりました。

○關会長

よろしいですか。はい，木村委員お願いします。

○木村委員

いま尾定さんが質問されたんですけども，私表浜で隣は牡鹿漁協，隣は石巻東部さん，というふうに，その中に入っているんですけども，お互いにやはり仲良くっていうか，そうやってれば何も今までも問題も出たことないし，これからもうまくいくのかなと思うんですけども。それで質問一つしたいんですけども，3ページの関係地区の取扱いというところなんですけれども，行使規則では，地区内に住居を有する者となっているんですけども，震災の特例として水産庁の方から，地区外の方でも漁業やっていいということで，うちの場合，地区外にいる連中と特にトラブルとかそういったもの一切ないんですけども，ただ，辺りの支所の噂というか話を聞いて，我々大丈夫なのか，どうなのかと言われるんですけども，この次の切替えの時に水産庁から何とくるのかだよなとしか言いようがないんですけども。そこら辺，県としてどのように考えているのかなと思って。

○關会長

はい。どなたがお答えできますか。はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今の木村委員のお話ですが、震災特例のお話ですね。一時避難された方の漁業権行使に関しては、東日本大震災の特例として、従前のおりとしてよろしいというような。

○木村委員

もう立派に家つくってて。そっから通ってるわけさ。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

一時避難に関しては、今回も継続して国の方からは、これまでと同じ扱いにしていって通知が出ております。あとは、本格的にもう移住された方ですね、その方をどうするのか、その方に、行使権を認めるのかどうかという部分は、やはり県の方でこうなさいと決めるというのはちょっと難しいのかなと。各漁場によって、どうやってその漁場を利用していくのか、確かに支所によっては、移住された方も、これまでどおり行使を認めている支所さんもありますし、逆に、移住された方は行使を駄目にしてもらってるという支所さんもやはりあるというのが実態だと思いますので、いずれ、今後その漁場をどのように行使して漁業生産を上げていくのかという部分は、今回の切替えて、各支所さんでしたり漁協さんの方で検討をしていただいて、それらを漁場計画の方に反映させていきたいと考えておりますので、その辺はヒアリングも含めてですね、御相談しながら説明できればと思います。以上です。

○關会長

はい。県からの決定はできないような様相ですが、木村委員今のでおわかりいただけますか。

○木村委員

支所がいいと言えいいということですか。支所が駄目だと言え駄目だということ。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

端的に言えばそうなのかもしれませんが、まず支所が駄目だと言った場合、そういった判断も当然あると思うんですが、あとはその残った漁場をどのように活用して、宮城県の漁業生産力を上げていくのか、維持していくのかという部分に関しては支所で話を伺いながらかなと思います。いずれ行使権の判断の部分は、そこも含めて漁業権の管理となりますので、各漁協さん、支所さんでの判断というのが非常に大きなポイントになるのかなと思います。

○關会長

はい、阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

答えになってない回答になると思うんですけど。これ県で、もう定住した人は区画漁業権を認めませんという、また大変なことになってしまいますし、震災後の浜の復旧にその地域から出なきゃならなかった、理由もそれぞれの浜で違うし、個人でも違うし、それはやっぱり各支所の方で、その方たちを、どう組み込んでいこうとするのか、でも例えば、その代で終わりにするという決め方をしているところもありますし、その辺は北から南までいろんな浜の歴史もありますので、なかなかこれは支所の中で、どういった形で5年後、10年後ですね、区画漁業権であれば、漁場をその人も含めて使っていこうというふうな方向で支所も考えるのか。その辺のやりとり、ケースというのはやっぱりヒアリングの中で、いろんなケースがありますので、それを参考にしながら、その地域に合った行使規則、適格条件を決めていかなきゃいけないかなというふうには考えてございます。

○關会長

はい、ありがとうございました。木村さんはそれでよろしいですか。

○木村委員

でも国がいてもいいよと言ってるんだもの。また来年にはどのようにくるかわからないけれども。それでさっき言っていた裁判とかあれば、国が許していたのに何で支所が駄目なんだということになると思うんだよね。支所が決めていいのかな。

○關会長

はい。だいぶ難しい話になってきましたが。はい、阿部課長。

○水産業振興課 阿部課長

やはり組合、宮城県漁協なら宮城県漁協、宮城県漁協の中で各地域のその行使の仕方というのは、多分いろいろあると思いますので、その中である支所だけで、そういったやめるような形を取った方がいいのかどうかというのはやっぱり議論のいるところかと思いません。

○關会長

はい。伺っていると、これは新たな時代で行政的にその取り決めに今判断して決定できる状態ではなくて、そういう事例が発生して、どうすればその地域の漁業が今後繁栄していくのかという観点で、各支所さんが十分検討していただくことが重要だと思うし、それでお訴えたりなんかする場合の事例が出た場合は、これは法的な判断を實際仰がないとはっきりわからないのではないかと思います。今ここの場で、こうだと決定というような条件がないようではないかと今承りましたので、私の解釈も正しいかどうかわかりませんけ

ども、今日教わったことは、今度の漁業権改定の一番のものは、その地域の漁業を今後も繁栄させるためにはどうすれば一番よいかという、そういうことをベースに、いろいろ条文を作っていると認められますので、木村さんが今お話ししたように、互いに仲良く、皆で励まし合いながら生産上げていくということをすれば、それが一つの良い例として定着していくのではないかと考えられます。ここの場では、正確にどうすべきというのは、どうもまだ初めてのケースですので、水産庁さんからどういうふうになるかもまだ、はっきりわからないというのが現状だと理解できますが、いかがでしょうか。

○木村委員

はい、わかりました。

○關会長

他に。はい、大江委員お願いします。

○大江委員

皆さん、質問するところは大体同じところについていますけど、ただいまの漁業権のことですけども、昨日もちよつと議論したんですけど、これについて、もうこれ、震災から10年過ぎて、震災特例ですつときています。これからも多分、こうしていかないと問題が発生すると思います。その中で、行使規則の中に地先に住所を有するとしなくてね、女川の支部が14もあるんですよ。その中で、いろんな各支部がいろんな取り決めで、中には、生涯石巻、女川に住んでいる人もいるし、中には地元に住所を有する者となっている支部もあるんですよ。だからこれ、支部で全部決めるというより、当然、県漁協でも多分決められないんで、この議論に関しては何時間あってもらちあかないと聞いてましたんで、これやっぱり各支部ごとにね、住所を有する者に限りではないとか、この行使規則を入れてやった方が、地区に住んでないからもう漁業やめなさいと言ったら、これ当然生活権を奪うわけですから絶対無理だと。だから個人的にはこれ支部で決めるというのは到底無理やと思います。うちに関してはね。やっぱり地先、支部内で、さっきも言ったように、地先に住所を有する限りではないとか、そういう文言を入れておけば、なんとかうまくいくのかなあと。

○關会長

これについては、県は今のところそういう準備はなさってないと理解したんですが、いかがですか。はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい、そうですね。正しい正答の部分は準備してございませんが、行使規則の手続き、記載方法、こういった部分に関しては、漁場計画の作成とはまた別にですね、水産庁の考え方がしたり、どういった形がいいのかというのは今後も研究していきたいと思っております。

○關会長

大江さん、よろしいですか。

○大江委員

なんとかうまい方法でお願いします。

○岩沼会長代理

水産庁に電話して、その辺うまく地元の漁協とか漁業者の方たちがそのように思っている、何とかしてくれと言ったたらいいんでは。俺行った時、言ってもいいけど。

○千葉委員

いいですか。

○關会長

はい、千葉委員お願いします。

○千葉委員

うちの方で、南部の鈴木会長代理いるからあまりしゃべらないようにしてたんだけど、この問題は、うちの方でもどこでも県漁協でも皆あるわけ。ただ、今度逆に、県漁協でも当然組合のことだから、やっぱこれは支所に任せてもらわないと。この支所に一任してもらえるように県が合図しない限り、ちょっと問題は県漁協では絶対できないから。支所の問題として、ただほら県が必ず任せるそういうような趣旨でやってもらわないと、かえって逆にまずくなるなと私は思います。それをちょっと検討してもらえば。回答はいいですから。

○關会長

はい、そういう方向で検討して欲しいということですので、十分に協議していただきたいと思います。他にございませんか。はい、木村委員。

○木村委員

6ページなんですけども、漁場ごとに適正養殖可能数量（施設数）となってるんですが、これ何年前に今の施設数決めたんだっけ。

○關会長

何ページですか。

○木村委員

6ページ。

○關会長

木村委員，6ページのどこですか。

○木村委員

一番上ですね。5ページからの続きの漁場ごとに適正養殖可能数量となっているところで。この漁場に対しての施設数というか台数，これを聞いたの。何年前だったかなと今聞きたいと思って。

○關会長

はい，庄子さん。

○水産業振興課 庄子技師

適正養殖可能数量を定めている漁場利用計画というのはですね，前回定めてるのは，平成30年だったと。あと以降ですね，適正養殖可能数量の変更ですとか，新しく適正数を決めるといった場合にはその都度随時，変更してるケースがあるんですけども，全体計画を一斉に定めたのは平成30年だったと記憶してございます。

○木村委員

平成30年だった。んで前回だべっちゃ。このままずっと昔からそのままできてんだから。今だにさ，昔のままの台数で済まされては浜としてはもう漁業で生業だなんて立派なこと言ってもらえないわけさ。ほんで保険に入りたくても入れないとか，いろんな制約もでてくるし。だから今回をいい機会として少し見直しをお願いしたいと思ったんです。

○關会長

木村委員のそういう要望が，今でましたけども。回答で年代が正確かどうか，今危ぶまれて。

○木村委員

もう今日はいいや，課長。よろしく頼むから。

○關会長

木村委員，これは懸案事項にして，今後検討ということでよろしいですか。

○木村委員

はい。

○關会長

だいぶ時間も経過したので，これ，大変皆さんの関心の高い今回の議題でしたので，だいぶ長い時間とりましたが，まだ協議したい内容がある場合は，次回にもまた意見をお願い

いしたいと思います。令和5年度漁業権一斉切替えに係る方針(案)については、これまでとします。

-----協議事項終了-----

【報告事項】

○關会長

次に報告事項に移ります。報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を上程します。事務局からお願いします。はい、千葉さん。

○事務局 千葉主査

私の方から資料3の報告事項令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、説明させていただきます。資料の中身がちょっと66ページでありまして、時間もちょっとないというところで、かいつまんで説明させていただきたいと思います。

ページ開いていただきまして、1ページとして、令和4年度通常総会議案ということで、前回もお話しましたけれども、令和4年5月19日に本県の仙台サンプラザの方で行われる予定であった通常総会について、事務局の方から資料が届きましたので、その中身の説明となります。次、開いていただきまして3ページ次第となっておりますが、大まかなところで、5議事の第1号議案から第4号議案の中身で軽く触れさせていただきたいと思います。ページちょっと飛びまして、9ページお願いいたします。令和3年度の事業報告書となっておりますが、こちら令和3年度の事業の報告になっておりまして、会議関係はすべてコロナの関係で書面決議となっております。その次の10ページから実際の実施の結果ということで、理事会であったりですか、事務局長会議であったり、すべての会議がこういった形で書面で決議されましたという中身になっております。

13ページから15ページまでですね、収支決算の報告になっておりまして、今回、すべて会議等が書面になったということで剰余金がだいぶありまして、今年度に繰り越す金額が非常に多いということもありまして、今年度の総会の方で令和4年度分の各県の負担金は特例的に免除ということに決定をされております。

次に、17ページの第2号議案といたしまして、今年度の事業計画の案及び収支予算書案の承認についてということになっております。19ページの方に、今年度の計画書の案ということでもありますけれども、まず1の総会の方、こちら5月19日、通常総会を開催予定でありましたが、書面決議ということで、今回この総会資料をもちまして決議を終えたということになります。そのあと2の理事会とか、ブロック会議であったりとか、一応対面開催ということでこのように進めさせていただくということで、事務局の方から伺っております。先ほど申し上げました21ページのところですね、今年度の予算は特例措置として、令和4年度の会費は、全会員免除ということになりますので当県も免除ということになります。

23ページ、第3号議案といたしまして、こちら昨年9月に協議事項の方で、令和4年度のブロック会議で要望書を提出するにあたっての中身で検討するというところで、協議事項の方で挙げさせていただきました中身になるんですけれども、当県では太平洋くろま

ぐるの資源管理であったりとか、沿岸資源の適正ってというような内容について等、要望として挙げておりました、その中身は、他県の中身と一緒に合わさった形での要望になっておりますので、こちら、28ページから要望の方、中に書いてあるので、お時間ある時に目を通していただければと思います。

飛びまして、45ページ、47ページ、これは次回の通常総会の開催地、来年度は、東京都で開催する予定となっております。最後ですね、49ページ、50ページ、51ページのところ、今年度の連合会会長表彰ということで、受賞者の名簿等が載っているんですけども、こちら海区漁業調整委員会の委員表彰と、事務局職員の表彰ということで、こちらの方々に、本来ならば当県で開催の予定であったので、こちら宮城県から記念品を送らせていただきました。この8名分ですね、静岡県の事務局の方にお送りさせていただきました。御本人にお送りさせていただいております。あと、その次のページからが規約等になっておりますので、こちらお時間がある時に目を通していただければと思います。私からは以上になります

○關会長

はい。ありがとうございました。何か御質問ありますか。

○各委員

異議無し。

○關会長

よろしいですか。なければ、報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」はこれまでとします。

-----報告事項終了-----

○關会長

その他に移ります。

なければ、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは事務局から、今回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡いたします。来月7月は休会となりますので、その次、今回は8月3日水曜日、午後2時から、場所は県庁9階の第一会議室での開催を予定しております。なお、これまでどおりコロナウイルスの関係によりまして、Webで開催させていただく可能性もありますので、あらかじめ御承知いただければと思います。事務局からは以上です。

○岩沼会長代理

1つだけよろしいですか。

○關会長

はい、どうぞ。

○岩沼会長代理

仙台市場からちょっと頼まれてきたんですが、赤貝の麻痺性貝毒の規制値、宮城県は3だけ。全国は4なんだよな。だからせめて3.5にしていただけないかということを書いてきてくれと、昨日全漁連の仙台水産の社長から言われてきたんで、3.2とか3.3というのは結構あるんだよね、貝毒の中で。それで、3.5にしていただけないかという。今ここで返事もらわなくてもいいけども、それ県の保健所の方でそういうふうに決めてるのかな。

○關会長

はい、どうぞ。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

今おっしゃったとおり、本県の貝毒については国の法律上の規制は4、麻痺性貝毒ですけども、4MUという基準になってございますが、本県の場合は、その下に3という数字で3MUで、要するにそこを超えてしまうと、一気に4を超えて、自主回収しなくてはならなくなったりとか、それでもその安全面的に3という数字をもって、3をこえたら出荷自粛するという形ですべての貝毒でやってきてございます。おっしゃるとおり、赤貝につきましては、普通の貝毒と同じように1回貝毒プランクトンを食べて吸収してしまうと、その筋肉の中でちょっと違う物質になってしまって、非常に抜けにくい。急にはならないんですけど、抜けにくいということで、3.1とか3.2とかですね、その辺の数字がずっと続くという状況になってございます。

そういったことで平成30年でしたかね、もうほぼ1年間、操業できないような状況もございまして、それだともうその漁業者の方々の生活そのものもそうですし、それからその漁場についても、もう手をつけないので荒れてしまうというふうなこともあって、その部分の問題意識は我々も持っているところです。当然最終的には環境生活部との協議ということにはなるんですけども、その辺を検討したいなということでは思っております、内々にちょっとその辺の研究を今進めているところです。

○岩沼会長代理

区割りを細かくしてやっていただいたことはものすごく感謝しているけれども、ブランド化してるものはなかなか使えないというんで。閑上の朝市の理事長やっているのも俺の同級なんだけど、何とかしてくれないかと。これも仙台市の食品衛生協会の会長やってたやつ。だから3.5にしていただければいいんだという、そいつだけ聞いてきてくれと言われたから。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

おっしゃるとおり基準をきつくするというのはいいんですけれども、基準を緩めるということになると、逆にブランドに傷をつけるではないですけれども、何だ緩くするのかと、やっぱりその辺はきちんとした理由づけとデータを持って、整理をしないとまずいなと。それと他の貝類については、一気に4を超えてしまうというふうなこともあるので、その辺との違いも含めてですね、ちょっと検討はしていきたいなというふうには思います。

○岩沼会長代理

水産庁の職員にだけ言っておいて。話が出ましたっていうだけ。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

はい、承知しました。

○關会長

それでは今ので最後としまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。御苦勞様でした。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日は長時間にわたり、大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事漁獲可能量について

（まさば及びごまさば太平洋系群，ずわいがに太平洋北部系群，くろまぐろ小型魚，くろまぐろ大型魚，まいわし太平洋系群）

協議事項

令和5年漁業権一斉切替に係る方針（案）について

報告事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 關 哲夫

署名委員 館田 西中

署名委員 大 江 靖 明

書 記 瀧上 瑠子

